

新型コロナウイルスに関わる 登校禁止と特別欠席の手続き

本人、または家族（同居人）が ※④については本人のみ対象

①新型コロナウイルスと
診断された

登校禁止：治癒するまで

②強いだるさや息苦しさがある、
高熱が出ている

登校禁止：症状が治るまで

③濃厚接触者と特定された

登校禁止：最終接触から14日間

④風邪症状がある（咳・だるさ・喉の痛み・熱等）

登校禁止：症状が治るまで

学生サポートセンター事務室に電話連絡

TEL：011-385-4416

症状が悪化した場合は、その都度必ず学生サポートセンター事務室に連絡！

病院で感染症に
関する証明書
（本学所定様式）
又は診断書を取得

病院で診断書又は
薬剤情報提供書を取得
※加療期間が判断可能な
医療機関が発行の書類でも可

登校禁止期間終了後

教務課で特別欠席届を記入（本学所定様式）

※①②の場合は病院で取得した診断書等が必要

特別欠席届を各科目担当教員に提出